

—つけてください—

住宅用火災警報器！

=火災の早期発見に大変有効です=

東京消防庁管内では、毎年、火災により100名前後の方が亡くなっており、この約8割が住宅（共同住宅を含む）からの火災での犠牲者です。

そこで、住宅火災で亡くなったりケガをする方を減らすために有効な「住宅用火災警報器」の設置が、「東京都火災予防条例」で義務付けられました。

住宅用火災警報器の設置は、次のように義務付けられています！

※**新築、改築する住宅**（共同住宅を含む）の全ての部屋、台所や階段

〔東京都では、平成16年10月1日から既に義務となっています。〕

※**既存の住宅**（共同住宅を含む）**でも設置が義務化**され、東京都では

平成22年4月1日から適用されるようになりますので、平成22年

3月31日までに付けるようにして下さい。

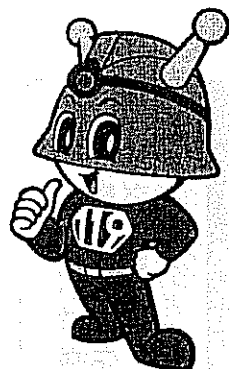
・・・**《ご注意下さい》**・・・

火災予防条例の改正により全住宅への設置が義務となりましたが、**不審な訪問販売等**には、**十分ご注意下さい**。また、**消防職員が販売に伺うことはありません**。

☆☆詳しくは、八王子消防署予防課または、お近くの消防分署・出張所まで☆☆



東京消防庁



八王子消防署	TEL042-625-0119
由木分署	TEL042-676-0119
富士森出張所	TEL042-626-0119
元八王子出張所	TEL042-624-0119
小宮出張所	TEL042-645-0119
浅川出張所	TEL042-661-0119
北野出張所	TEL042-643-0119

住宅用火災警報器に係る火災予防条例の改正

住宅用火災警報器の設置等に係る経緯

- 平成 16 年 3 月 改正火災予防条例 公布(同年十月施行)
住宅用火災警報器の設置について、新築住宅に対する設置義務、既存住宅に対する努力義務を規定
- 平成 16 年 6 月 改正消防法 公布 (平成 18 年 6 月施行)
住宅用火災警報器の設置義務付けを新に規定 (新築住宅及び既存住宅)
- 平成 18 年 3 月 改正火災予防条例 公布
消防法の改正に伴い、既存住宅の設置義務化等について、火災予防条例を改正
〔運用日〕新築住宅：平成 18 年 6 月 1 日施行
既存住宅：平成 22 年 4 月 1 日施行

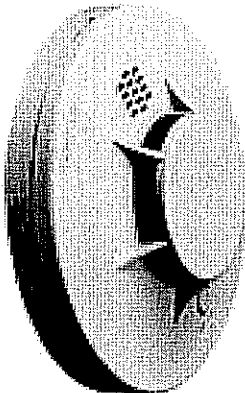
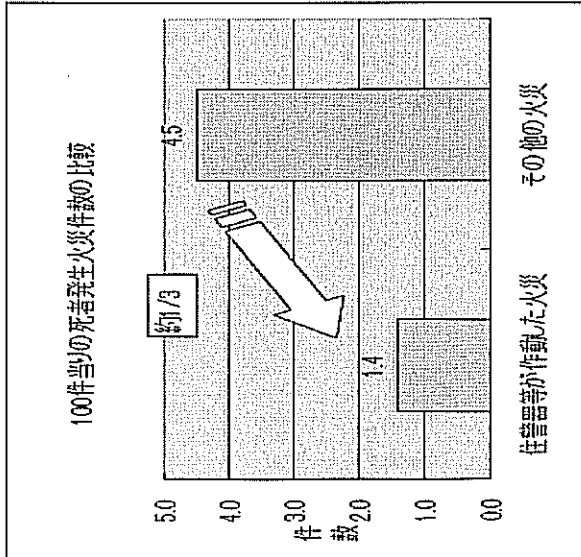
改正の概要

既存住宅への設置の義務化等

- 新築住宅に加え、既存住宅の関係者にも設置義務を拡充 (既存住宅については平成 22 年 4 月 1 日から適用) (条例第 55 条の 5 の 4・附則第 2 項)
- 努力義務としていた維持管理を義務化 (条例第 55 条の 5 の 4)

その他

- 住宅用火災警報器を設置しないことができるときの設備として、通達で示していた共同住宅用スプリンクラー設備等を条文に明記 (条例第 55 条の 5 の 4)
- 第三者機関が省令に定める性能等を確認し表示することとなったことから、住宅用火災警報器の性能確認の表示等について削除 (条例第 55 条の 5 の 4・規則第 11 条の 8)



住宅用火災警報器 (煙式)

(条例と消防法との主な基準の比較)

義務対象	条例	消防法
義務対象	・新築 (関係者) ・既存 (関係者)	・新築 (関係者) ・既存 (関係者)
義務内容	・設置 ・維持	・設置 ・維持
設置場所	・階段 ・各居室 ・台所	・階段 ・寝室
罰則	なし	なし

- ※ 1 関係者とは、所有者、管理者又は占有者
- ※ 2 網掛け部分は、今回の条例改正における変更点